

設置者と指定管理者のリスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	上記以外のもの		○
税制度の変更	管理業務に影響を及ぼす税制変更によるもの	○	
	上記以外のもの		○
物価・金利等変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	○	○
	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
政治リスク	首長の交代、政策方針の転換、市の財政破たん等による指定管理の中止又は変更、コスト増大によるもの	○	
	管理運営期間中の市議会における予算執行停止等によるもの	○	
情報管理	市の指示若しくは指導の不備、又は錯誤によるもの	○	
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
支払遅延	市から指定管理者への指定管理料の支払い遅延による新たな資金調達の発生	○	
	上記以外のもの		○
不履行	協定書で定めるサービスのレベル、或いは成果が下がった場合		○
	市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
	指定管理者の事業放棄、経営破たんによるもの		○
施設維持管理	施設構造に起因するもの	○	
	修理に係る費用が年間10万円を超えないもの(経年劣化の場合を含む)		○
	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
管理運営計画	管理運営の実施計画の不備等(入場者数見積りの誤り等)に関するもの		○
不可抗力	天災・暴動などの市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるもの	○	
	第三者からの行為から生じたもの	○	
自主事業	自主事業の運営に関するもの		○
施設競合	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		○
周辺住民・利用者への対応	周辺住民との協調に関するもの		○
	管理業務内容に対する利用者からの苦情・要望等に関するもの		○
	上記以外のもの	○	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰する事由のもの		○
	上記以外のもの	○	
指定期間満了時	指定の期間が終了した場合、又は、指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎ及び撤収に要する経費		○
その他	市の責めに帰すべき事由のもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		○